

31 福保医人第 713 号
令和元年 6 月 5 日

厚生労働省 医政局長 殿
一般社団法人日本専門医機構 理事長 殿

東京都地域医療対策協議会会長
(公 印 省 略)

新専門医制度における定員数等の決定に関する要望

令和 2 年度以降の医師の専門研修における各領域別・都道府県別の定員数のシーリング方法等について、現在検討が行われていることと思料いたします。

これに関し、東京都地域医療対策協議会は、医道審議会医師分科会医師専門研修部会の資料等の内容を重く受け止め、新専門医制度における令和 2 年度から研修開始となるプログラムの定員数と研修期間の決定について下記のとおり要望いたします。

厚生労働省及び一般社団法人日本専門医機構(以下「専門医機構」という。)におかれましては、医師の偏在是正の観点からの取組を過度に推し進めることなく、制度本来の目的に鑑み、専攻医が希望する質の高い研修を受けられるようにするとともに、地域の医療体制に深刻な影響を与えないよう、本要望を十分に考慮した上で制度を実施していただきますようお願いいたします。

記

- 1 厚生労働大臣は、地域の医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性のある定員又は研修期間の変更について専門医機構から意見を求められた場合は、医師法第 16 条の 8 の規定及びその趣旨に則り、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴くこと。またその際には、地域医療対策協議会において適切に協議を行うことができるよう、必要な情報を迅速に提供すること。
- 2 公立病院は、行政的医療をはじめとして、地域医療の安定的な確保のために重要な役割を果たしていることから、シーリング対象外の都道府県における研修期間(地域貢献率)をもとにした定員数の設定は行わず、公立病院の役割を考慮した上で、適切な定員配分を行うこと。